

ID: 240

担当部署: 上下水道課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	高根沢町水道事業給水条例 第8条第2項		
例規番号	平成10年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者、又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日